

広島県告示第五百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
利松四百十二地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、六号から七号までを令和四年十月三日広島県告示第七百五十六号（以下「告示」という）で指定した土地に沿って結んだ線、七号と八号を結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱六号は告示で指定した標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとし、標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とする。

広島市佐伯区		郡市・区				
利松三丁目		町				
五日市町		大字				
利松		字				
平田		地番				
四三二番	一〇二〇九番	一一〇番	四一八番	四一二番	四三三番一 地	標柱番号
標柱一号	標柱二号及び 三号	標柱四号	標柱五号	標柱六号及び 七号	先里道敷	標柱八号